

仕様書

本仕様書は、札幌市の破碎工場から排出される回収金属の売払い搬出方法等を次のとおり行なうものとする。

1 履行場所

篠路破碎工場（札幌市北区篠路町福移 153）

2 積込み日時

午前9時00分から午後3時30分までとする。

原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他発注者の定める日は行わない。

ただし、工場の都合又は受注者の届出により、積込み日時を変更する事ができる。

3 回収金属

回収金属は、下記のものを対象とする。

(1) 回収金属（鉄くず）は、通常、金属圧縮機で加工した成形品で排出するものであり、禁忌品等の不適物の除去を講じているが、完全な除去は難しいため、成形品は純粋な鉄だけに分別されたものではなく、破碎工程で生じた残さ物が多少混合しているもの。

成形品重量：約150～200kg 寸法：500H×500W×700L

(2) スプリングマットレスくずは、ベットマット等から重機等により選別したもので、スプリングマットレスから取り除くことが不可能だった天然纖維くず、化学纖維くず、廃プラスチック等のものが残ったもので、受払い後に2次的な選別が必要な状態のもの。また、形状については、成形せずそのまま搬出する。

4 売払い量の確認

(1) 売払い量は、回収金属搬出時に工場の計量所において計量確認する。

(2) 回収金属の計量、確認をするときは、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(3) 発注者及び受注者は、計量の結果を記入した「計量伝票」をそれぞれ1枚ずつ所持する。

5 回収金属搬出作業方法

(1) 回収金属（鉄くず）成形品の積込みは、発注者が行うものとする。また、投入ステージ上から回収金属（鉄くず）を積込む場合も発注者が行うものとし、何れの場合も受注者は発注者の指示に従わなければならない。

ただし、スプリングマットレスくずは、受注者の責任において積込みを行うものとし、この場合、受注者の故意または過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。

(2) 受注者は、回収金属の搬出にあたり必要な法規上の有資格者及び器具器材を、受注者の負担において常備しなければならない。

ただし、あきらかに発注者が具備しなければならないものはこの限りではない。

(3) 受注者は、回収金属の搬出にあたっては、「回収金属」等を飛散させないこととし、

積載物をシート等で被覆しなければならない。

(4) 積込み終了後は、フロアの清掃をして常に清潔に保たなければならない。

(5) その他、作業上のことは発注者の指示に従わなければならない。

6 回収金属の取扱い

(1) 受注者は、発注者より回収指示があった場合、工場の運転に支障がないよう速やかに回収金属を搬出しなければならない。

(2) 受注者は、7日以上回収金属の搬出対応ができない場合は、発注者と搬出日及び回収金属対象範囲について協議した後、搬出承諾願いを提出して発注者の承諾を得なければならぬ。

(3) 受注者は、回収金属の搬出及び処理をするにあたっては関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならぬ。

(4) 受託者は、回収金属の搬出車両への積み込み以降に生じた事故、火災等については、受託者の責任において適切に対応しなければならない。

7 その他、必要な事項については発注者と受注者双方が協議して行うものとする。